市議会6月定例会を開催

いわき市議会六月定例会が、六月十一日から二十五日までの十五日間の会期で開催されました。議会では「いわき市客引き行為等の防止に関する条例」の制定のほか、一般・特別会計を合わせて、総額十四億八千九百十七万五千円に上る補正予算などが審議され、三十八議案が可決・承認・同意されました。

市長からの行政報告

清水市長は、五月二十二日・二十三日に本市で開催された「第七回太平洋・島サミット」について報告し、各国首脳や多くの関係者の方に、本市の安全性や復興の姿を実際に見ていただいたことで、復興に向け力強く進む「福島いわき」の姿を国内外に広く発信できたと述べました。

また、五月十六日に開催した「いわき市市制施行五十周年記念事業プレゼン大会」や、新たな時代に対応したまちづくりを推進するための「いわき創生推進本部」および「いわき創生戦略会議」の設置、「一般国道六号勿来バイパス」の新規事業化決定などについて、報告を行いました。

主な議案

○いわき市客引き行為等の防止に関する条例の制定について

道路や広場、駐車場など公共の場所等での風俗関連の営業に係る客引き行為などを規制し、安全で安心なまちづくりを推進するため、本条例を制定しました。

※詳しくは、八ページをご覧ください。

平薄磯で被災・復興状況の説明を聞く首脳ら

○いわき市国民健康保険税条例等の改正について

昨年度の決算状況や被保険者数の推移、保険給付費の今後の動向などを踏まえた税率の引き下げと、法改正に伴う賦課限度額および軽減基準の改正を行うため、所要の改正を行いました。

※詳しくは、七ページをご覧ください。

○固定資産評価員選任の同意を求めることについて

・伊藤章司（新任）

○川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて

・園部進（再任）

○磐崎財産区管理委員選任の同意を求めることについて

・滝賢一（新任）
・清水弘文（新任）

○川前財産区管理委員選任の同意を求めることについて

・西山博文（新任）

主な補正予算

▶火葬場整備事業費＝５億909万１千円
▶個人番号カード（マイナンバーカード）交付事業費＝１億3,113万2千円
▶復興道路整備事業費（福島再生加速化交付金分）＝１億2,500万円
▶人工芝サッカーグラウンド整備事業費＝9,580万円
▶国民健康保険事業特別会計（事業勘定）＝△２億887万９千円

改築工事に着手する勿来火葬場

国民健康保険税が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんの国保税と国などの公費で成り立っている医療保険制度です。市は、国保の運営状況を踏まえ、被保険者の税負担の軽減を図るため、平成27年度の国保税率を引き下げました。また、国保税の軽減基準および賦課限度額の改正を行いましたので、お知らせします。

所得割額の税率を引き下げ

国保税は「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」で構成され、それぞれの税額は「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計額となっています。

このうち、基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を引き下げました〈表１〉。

軽減基準および賦課限度額を改正

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額が、一定基準以下の場合、均等割額と平等割額から、該当する軽減割合が減額されます。

今回、法改正に伴い、五割・二割軽減となる軽減基準を見直したため、軽減対象世帯が拡大しました〈表２〉。

また、負担の上限となる賦課限度額を改正し、基礎課税額を五十一万円から五十二万円に、後期高齢者支援金等課税額を十六万円から十七万円に、介護納付金課税額を十四万円から十六万円に引き上げました。

◇　◇　◇

一人一人が生活習慣や医療の受け方を見直すだけで、医療費を削減することができます。日ごろから、健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の節約に心掛けましょう。

○お問い合わせ
国保年金課国保税係
☎22・7429

〈表１〉国保税の所得割額税率

区　分	改正前	改正後
基礎課税額	8.7%	7.9%
後期高齢者支援金等課税額	2.9%	2.7%
介護納付金課税額	2.5%	2.5%

※均等割額と平等割額の改正はありません。

〈表２〉国保税の軽減基準

○５割軽減

改正前	改正後
基礎控除額(33万円)+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※)数)以下	基礎控除額(33万円)+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者は、75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行した方です。

○２割軽減

改正前	改正後
基礎控除額(33万円)+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円)+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

限度額適用認定証の更新を忘れずに

国保年金課調査給付係　☎22-7456
高齢者医療係　☎22-7466

医療機関で限度額適用認定証を提示すると、窓口で支払う医療費の自己負担が限度額まで軽減されます。認定証は随時交付していますが、すでにお持ちの方は７月末日で有効期限を迎えています。引き続き認定が必要な方は、８月中に更新手続きをしてください。

▶**対象**　①70歳未満の国民健康保険被保険者
②70歳～74歳の国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者のうち、市県民税非課税世帯に属する方

▶**申込方法**　①被保険者証、②交付済みの方は認定証、③市県民税非課税世帯で過去1年間に認定されてからの入院日数が90日を超える方は入院期間を証明する書類を持参し、同課、各支所・市民サービスセンターへ